

仕様書

第1章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、「令和8年度 下関市洪水ハザードマップ作成業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

2 業務目的

本業務は、山口県が令和3年の水防法改正を踏まえて作成した想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図等に基づき、避難方法等に係る情報を住民にわかりやすく提供することで、円滑かつ迅速な避難の確保を促し、災害時の被害を最小限に留めることを目的として洪水ハザードマップを作成するものである。

3 履行範囲

本業務の対象河川は、別紙2「対象河川一覧表」のとおりとする。

4 業務期間

本業務の期間は、契約締結日から令和9年3月1日までとする。

5 法令等

本業務は、本仕様書によるほか、次の各種法令、計画、手引き及びガイドライン等に準拠して実施するものとする。ただし、重複する事項については、本仕様書によるものとする。

- ①災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- ②災害救助法（昭和22年法律第118号）
- ③水防法（昭和24年法律第193号）
- ④河川法（昭和39年法律第167号）
- ⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- ⑥測量法（昭和24年法律第188号）
- ⑦下関市契約規則
- ⑧山口県地域防災計画
- ⑨下関市地域防災計画
- ⑩土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（国土交通省）
- ⑪土砂災害警戒避難ガイドライン（国土交通省）
- ⑫水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省河川局）
- ⑬水害ハザードマップ作成チェックシート（国土交通省）
- ⑭避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）
- ⑮避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）
- ⑯気象情報に関する検討会情報（気象庁）
- ⑰ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会資料（国土交通省）
- ⑱その他関係法令及び通達等

6 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。また、本業務の完了後においても同様とする。

7 疑義等の解決

本業務の遂行にあたり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、受注者は、速やかに発注者と協議し、その指示に従わなければならない。

なお、発注者が必要と認めたときは、作業内容の変更、又は中止を指示することがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は、発注者と受注者の協議により定めるものとする。また、変更による必要な期間は、別に定めるものとする。

8 作業実施計画

本業務の遂行にあたり、受注者は、次の書類を作成し、発注者に提出して承諾を得なければならない。

- ①業務計画書
- ②業務工程表
- ③技術者等選任通知書

(必要な資格を有していることが分かる書類を添付すること。)

9 管理技術者

管理技術者は、本業務における技術上の管理及び成果品の品質確保を行うものとして、次の要件をすべて満たすものを配置すること。

- ①空間情報総括管理技術者又は技術士（河川、砂防及び海岸・海洋）又はRCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有するもの
- ②「水害ハザードマップ作成の手引き（平成28年4月）」に準じたハザードマップの作成実績を有するもの

10 照査技術者

照査技術者は、本業務における技術上の成果品の品質確保を行うものとして、次の要件をすべて満たすものを配置すること。なお、管理技術者と同一の者が兼務することはできないこととする。

- ①空間情報総括管理技術者の資格を有するもの
- ②「水害ハザードマップ作成の手引き（平成28年4月）」に準じたハザードマップの作成実績を有するもの

11 資料の貸与

発注者は、次に示す本業務に必要な図面、資料等を、その必要な限度において受注者に貸与するものとする。なお、貸与する図面の縮尺又は資料のデータ形式等については、受注者と協議の上で決定する。

受注者は、貸与された資料を善良なる管理者の注意をもって使用し、使用後は、速やかに発注者に返還するものとする。

- ①下関市地形図
- ②地区界、学校区界に関する資料
- ③洪水浸水想定区域図
- ④土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域データ
- ⑤避難所及び防災関連施設に関する資料
- ⑥災害時要配慮者施設に関する資料
- ⑦浸水実績等に関する資料
- ⑧その他必要となる資料

12 作業経過の報告・打合せ

本業務の実施期間中において、受注者は、発注者と綿密な連絡を保ち業務を遂行しなければならない。打合せ事項について、受注者は、その都度報告書又は打合せ記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

なお、打合せは、業務着手時、中間時（2回）、成果品納入時の計4回を予定する。

13 損害の賠償

本業務の遂行にあたり、受注者が、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を報告し、発注者の指示に従うこと。また、損害賠償などの責任は、受注者が負うものとする。

14 成果品の検査

受注者は、成果品を納入した時には、発注者の検査を受けて合格しなければならない。

15 成果品の帰属

本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の許可なく使用、流用してはならない。

16 成果品の瑕疵

本業務完了後、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行うものとする。

第2章 業務内容

17 業務項目

本業務の項目は、次のとおりとする。

- ①計画準備
- ②資料の収集・整理
- ③災害情報の整理
- ④避難情報・防災関連情報の整理
- ⑤基本事項の検討
- ⑥記載事項の検討
- ⑦洪水ハザードマップデザインの検討
- ⑧洪水ハザードマップ原案の作成
- ⑨電子データの作成
- ⑩洪水ハザードマップの印刷
- ⑪打合せ協議
- ⑫業務報告書の作成

18 計画準備

受注者は、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上で、業務実施に当たっての技術的方針及び作業日程を検討し、業務計画書を立案、作成の上、発注者に提出するものとする。

19 資料の収集・整理

本業務の遂行にあたり、地域の現況把握のために必要となる次の資料を収集・整理するものとする。

- ① 国土地理院基盤地図情報
- ② 下関市地形図
- ③ 地区界、学校区界に関する資料
- ④ 洪水浸水想定区域図及び報告書
- ⑤ 洪水浸水実績に関する資料
- ⑥ 土砂災害に関する資料
- ⑦ 避難所及び公共施設や防災関連施設に関する資料
- ⑧ 災害時要配慮者利用施設情報
- ⑨ 住民への周知が必要と思われる危険個所に関する資料
- ⑩ 下関市地域防災計画
- ⑪ 山口県地域防災計画
- ⑫ その他洪水ハザードマップに記載すべき情報

20 災害情報の整理

山口県が公開する洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の各種災害情報について、下関市地形図等及び公示図書との比較を用いた調査を行い、範囲等の妥当性の確認を行った上で、洪水ハザードマップへ記載するとともに、GIS データとして整理するものとする。

21 避難情報・防災関連情報の整理

災害時に適切な避難を実施するための基礎資料として、浸水が予測される区域について、次のとおり避難情報を整理するものとする。

なお、避難情報を整理するにあたっては、本業務にて収集した各種防災情報を GIS データとして整理することで、地図等を活用した視覚的に分かりやすい資料を作成すること。

① 避難所の整理

洪水による被害の特性、施設の安全性、標高等を踏まえ、発注者及び受注者で協議の上、記載する避難所の選定を行う。

② 避難時における危険箇所の整理

浸水エリア、浸水実績、土砂災害の位置、アンダーパス等、収集・整理した資料を基に、危険箇所を整理する。

③ 災害時要配慮者利用施設の整理

災害発生時、身体障害者、高齢者等は、自力での避難が困難と考えられるため、洪水浸水想定区域及び土砂災害等の影響を受ける可能性があるエリアに存在する施設の状況等について整理する。

④ 避難情報の伝達方法の整理

下関市地域防災計画における情報伝達経路を整理する。

⑤ 気象情報と避難情報の整理

気象台が発表する気象情報と本市が発令する避難情報との関係を整理し、マイ・タイムライン等避難行動の助けとなる資料を整理する。

22 基本事項の検討

基本的な事項については、国が示すハザードマップの作成に関連するマニュアル等に基づくとともに、地域の特性を踏まえた検討を行うものとする。

作成するマップは、下関市全域を表示する全域版（A0 判・片面）及び地域ごとの詳細を表示する分割版（A1 判・両面）とする。

また、業務の実施にあたっては「水害ハザードマップ作成チェックシート（国土交通省）」を用いた確認を行うものとする。

23 記載事項の検討

住民が、災害時に円滑かつ迅速に避難するために、ハザードマップに記載が必要な事項を発注者及び受注者で協議の上決定するものとする。なお、ハザードマップに記載する避難所等の表示は、JIS や ISO において規格化された防災に関するピクトグラム（図記号）を採用する。

24 洪水ハザードマップデザインの検討

ハザードマップの構成や地図面の表示手法等は、令和 2 年度及び令和 3 年度に作成した下関市洪水ハザードマップに準拠するものとする。ただし、関係法令又は通達等に基づき変更が必要な場合、または最新のユニバーサルデザイン等の観点からより見やすい表現手法への変更が必要な場合は、発注者及び受注者で協議の上決定するものとする。

25 洪水ハザードマップ原案の作成

整理、検討した事項を基に、洪水ハザードマップの原案データを作成する。データ形式は、イラストレータ（Ai 形式）とし、詳細は次のとおりとする。

■全域版：A0 判、片面フルカラー（地図面）、1 枚

（下関市全域が A0 判に収まる縮尺とする。）

■分割版：A1 判、両面フルカラー（地図面、情報・学習面）、15 枚程度

（図郭割及び縮尺は、別紙 3「図郭割」を基本とするが、業務実施にあたり、発注者及び受注者で協議の上決定するものとする。）

26 電子データの作成

洪水ハザードマップを地理情報標準プロファイルに準拠した上で、GIS データにて整理・作成するものとする。データ形式は、汎用的な Shape 形式を基本とする。

また、洪水ハザードマップを下関市ホームページ等に搭載するため、PDF 形式の電子データを作成するものとする。

27 洪水ハザードマップの印刷

洪水ハザードマップ原案データに基づき、次のとおり印刷を行うものとする。なお、印刷時の品質確保を図るため、発注者とともに色校正（1 回を予定）を行うものとする。

①全域版（A0 判、A4 折り）

■片面印刷 地図面

■印刷仕様 フルカラー、マットコート紙 110kg/m²

■原案枚数 1 枚

■印刷部数 5 部

②分割版（A1 判、A4 折り）

■両面印刷 表面：地図面、裏面：情報・学習面

■印刷仕様 フルカラー、マットコート紙 110kg/m²

■原案枚数 15 枚程度

■印刷部数 90,000 部（図郭ごとの印刷部数は、発注者の指示による）

28 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時（2回）、成果品納入時の計4回を予定するが、業務着手時及び成果品納入時は、管理技術者が立ち会うものとする。

また、業務遂行上、打合せ協議が必要と判断した場合は、受注者は、発注者と密に連絡を取り、適宜打合せを行う。なお、打合せ協議を行った場合は、速やかに議事録を作成し、内容について相互に確認する。

29 業務報告書の作成

本業務による「資料の収集・整理」から「洪水ハザードマップの印刷」までの内容について、分かりやすく業務報告書として取りまとめるものとする。また、それらの内容を電子データとして取りまとめ、CD-R等の電子媒体を作成するものとする。

第3章 成果品

30 成果品

本業務で納入すべき成果品は、次のとおりとする。なお、電子成果品については、ウイルス対策を実施した上で、納入するものとする。

①業務報告書（A4判チューブファイル）	2部
②下関市洪水ハザードマップ 全域版	5部
③下関市洪水ハザードマップ 分割版	90,000部
④電子データ（CD-R等）	1式
・洪水ハザードマップ印刷用データ（Ai形式）	
・ホームページ公開用データ（PDF形式）	
・GISデータ（Shape形式）	
・業務報告書	
⑤打合せ記録簿	1式
⑥その他発注者及び受注者との協議により決定したもの	1式

第4章 その他

31 その他

- （1）本業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙4「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。
- （2）本業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙5「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。

対象河川一覧表

	水系	河川名	備考		水系	河川名	備考
1	木屋川水系	木屋川	既存（一部追加）	35	梶栗川水系	梶栗川	
2		貞恒川		36	友田川水系	友田川	既存（一部追加）
3		埴生口川		37		横野川	
4		田部川	既存（一部追加）	38	西田川水系	西田川	
5		願王寺川		39	永田川水系	永田川	
6		七見川		40	草場川水系	草場川	
7		貴飯川		41	黒井川水系	黒井川	
8		久野川		42		厚母川	
9		出ノ口川		43	吉永川水系	吉永川	
10		高地川		44		野田川	
11		山瀬川		45	川棚川水系	川棚川	
12		真菰川		46	二見川水系	二見川	
13		歌野川		47	矢玉川水系	矢玉川	
14		本浴川		48	荒田川水系	荒田川	
15		江良川		49	島戸川水系	島戸川	
16		日野川		50	沖田川水系	沖田川	
17		丸山川		51		立目川	
18		今出川		52		大音川	
19		山本川		53	栗野川水系	栗野川	既存（一部追加）
20		山田川		54		滑川	
21		稲見川		55		神出川	
22		白根川		56		大田川	
23	浜田川水系	浜田川		57		開作川	
24	神田川水系	神田川	既存（一部追加）	58		佐野川	
25		眞光川		59		一ノ俣川	
26		伊毛川		60		宇内川	
27	新川水系	新川		61		岩滑川	
28	前田川水系	前田川		62		杣路子川	
29	明見田川水系	明見田川		63		呉ヶ畑川	
30	綾羅木川水系	綾羅木川	既存（一部追加）	64	武久川水系	武久川	既存（※１）
31		楠乃川		65	糸根川水系	糸根川	（※２）
32		砂子多川					
33		勝谷川					
34		前勝谷川					

（※１） 支川等の追加がないため、既存の図面に変更なし。

（※２） 山陽小野田市を流れる河川だが、浸水想定区域が下関市内にまで及んでいる。

図郭割

図郭番号	縮尺	対象河川
1	1/8,000	武久川水系（武久川） 前田川水系（前田川）
2	1/12,000	綾羅木川水系（綾羅木川、楠乃川、砂子多川、勝谷川、前勝谷川） 梶栗川水系（梶栗川） 友田川水系（友田川、横野川） 明見田川水系（明見田川） 新川水系（新川）
3	1/12,000	西田川水系（西田川） 永田川水系（永田川） 草場川水系（草場川） 黒井川水系（黒井川、厚母川） 吉永川水系（吉永川、野田川）
4	1/12,000	川棚川水系（川棚川）
5	1/12,000	神田川水系（神田川、員光川、伊毛川） 浜田川水系（浜田川）
6	1/12,000	木屋川水系 下流部①（木屋川①、貞恒川、埴生口川） 糸根川水系（糸根川）
7	1/12,000	木屋川水系 下流部② （木屋川②、田部川①、願王寺川、七見川、真菰川、歌野川）
8	1/12,000	木屋川水系 下流部③ （木屋川③、田部川②、貴飯川、久野川、出ノ口川、高地川、山瀬川）
9	1/12,000	木屋川水系 上流部① （木屋川④、本浴川、江良川、日野川、山本川、山田川）
10	1/12,000	木屋川水系 上流部② （木屋川⑤、丸山川、稻見川、今出川、白根川）
11	1/12,000	栗野川水系①（栗野川①、滑川、神出川）
12	1/12,000	栗野川水系②（栗野川②、大田川、奎路子川）
13	1/12,000	栗野川水系③ （栗野川③、呉ヶ畑川、宇内川、岩滑川、一ノ俣川、佐野川、開作川）
14	1/10,000	島戸川水系（島戸川） 沖田川水系（沖田川、立目川、大音川） 荒田川水系（荒田川）
15	1/10,000	二見川水系（二見川） 矢玉川水系（矢玉川）

別紙 4

特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受注者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受注者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受注者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受注者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに担当課長へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受注者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに担当課長へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受注者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減することができる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 発注者と受注者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 発注者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受注者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により、発注者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受注者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 発注者、受注者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。